

京丹後市生物多様性を育む有機農業推進計画（4期）（案）の概要

1 趣旨

「京丹後市生物多様性を育む有機農業推進計画」は、有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)に基づき、国により有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とし、本市においては、平成23年度に「京丹後市生物多様性を育む農業推進計画」を策定し、その後、平成29年及び令和2年に、2期計画・3期計画と見直しして生物多様性を育む農業を推進してきたところです。

令和2年3月に策定した「京丹後市生物多様性を育む農業推進計画」は、令和7年度をもって計画期間が終了する中、本市については、令和7年5月にオーガニックビレッジ宣言を行った背景もあり、有機農業の取組を本格化することから「京丹後市生物多様性を育む有機農業推進計画（4期）」に計画名の一部変更を行いながら、現行計画を踏まえ、新たな計画を策定します。

2 計画期間

計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とし、社会情勢等の変化により見直しの必要が生じた場合には、適宜、計画の見直しを行う予定です。

3 計画の構成

国・京都府の示す方針等を踏まえ、市の現況と課題に基づき、数値目標を設定し、目標の達成に向けた具体的施策を記載する構成としています。

区分については、次のとおりとしています。

1 はじめに

- 1) 計画の趣旨
- 2) 生物多様性を育む農業の定義
- 3) 計画の期間

2 生物多様性を育む農業の現状と課題

- 1) 現状
 - (1) 農産物生産の現状
 - (2) 流通販売の現状
 - (3) 消費者意識の現状

2) 課題

- (1) 生産面からの課題
- (2) 流通・消費面からの課題

3 生物多様性を育む農業の目指す姿

- 1) 目指す姿
- 2) 目標数値

4 具体的施策

- 1) 栽培技術の確立と生産拡大
 - (1) 栽培技術の確立と普及促進

(様式2)

- (2) 生産拡大に向けた環境整備
- 2) 生産者と消費者の相互理解と販売促進
 - (1) 生物多様性を育む農業の情報受発信の強化
 - (2) 販売促進
 - (3) 食育と地産地消の推進